税・経営・生活・関連情報誌

甲府法人会たより

甲府駅南口「広報委員撮影」

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

令和3年11月

第152号

題字 髙野会長

法人会 消費税期限内納付 推進運動

主な内容

巻頭寄稿
インボイス制度研修会
親子で学ぶ税金教室
令和4年度税制改正に関する提言
法律相談Q&A
税務相談Q&A

URL. http://www.kofu-hojinkai.jp　E-mail. info@kofu-hojinkai.jp

巻頭寄稿

故郷紹介

甲府税務署長
長谷山　信也

甲府法人会会員の皆様、こんにちは！令和３年７月から甲府税務署長を務めております、長谷山です。公務員人生の最後を、伝統ある甲府の地で迎えることになりました。短い期間ではありますが、よろしくお願いいたします。

今回、紙面の巻頭をお借りできることとなり、何を書いたら良いものか思案していましたが、私のことを少しでも知っていただければと思い、私の故郷についてお話させていただくこととしました。

私は秋田県の「由利本荘市」という小さな市で育ちました。以前の「本荘市」が、平成17年に周囲の由利郡の町村と合併し、今の名前になりました。由利本荘市は県の南西部に位置し、日本海に面した人口８万人程の市です。秋田といえば豪雪のイメージがあるかもしれませんが、海に近いこともあり、比較的積雪は少ないのですが、強風に雪が渦を巻く「地吹雪」が強烈で、外での作業では、手が痺れ自由が利かなくなります。こんな日は、「やー、さびなー（寒いの最上級）」が、挨拶の第一声になります。市の南側、山形県との境には、標高２２３６ｍの秀峰鳥海山があります。その山頂は公式には山形県の所有ですが、地元の住民は秋田の山である主張を譲りません。鳥海山は雪の積もった様子が富士山に似ていることから「出羽富士」とも呼ばれており、皆に愛されています。

さて、秋田の郷土料理と言えば何を連想されますか。稲庭うどん、いぶりがっこなどがありますが、私の一押しは「きりたんぽ鍋」です。きりたんぽ鍋は秋田県北部の郷土料理で、マタギ料理が起源と言われています。主役の「きりたんぽ」は、つぶしたうるち米のご飯を、棒の先端から包むように巻き付けて焼いたもので、鍋に入れる場合はこれを棒から外して切ります。基本のスープは鶏がらから出汁を取った醤油ベースで、鶏肉、牛蒡、白ネギ、舞茸、こんにゃく、セリの順に入れ、最後にきりたんぽを入れ、ひと煮立ちさせれば完成です。鶏は比内地鶏がベストですが、私の一番のこだわりはセリです。最近では三つ葉などで代用することもあるようですが、きりたんぽ鍋にはセリ独特の香りと、食感が欠かせません。特に大事なのは根っこです。スーパーで売っているセリは根が短く切られていることが多いですが、秋田では根っこだけを売ってくれという人がいるぐらい、こだわりがあります。土の処理に少々手間は掛かりますが、根っこ付のセリは必須です。

郷土料理にはお酒が欠かせませんね。地元の日本酒で、是非お勧めしたいのは、齋彌酒造の「美酒の設計」です。この酒蔵は１９０２年の創業で、当時のまま残る店舗や蔵は国の登録有形文化財になっています。「雪の茅舎」は全国的に有名ですが、元々は「由利正宗」がメイン銘柄でした。雪の茅舎とは雪に埋もれた茅葺屋根の建物のことで、秋田の冬景色のイメージにピッタリです。齋彌酒造の特徴は、「三無い造り」（櫂入れなし、濾過なし、加水なし）で、今風に言うとオーガニックにこだわった製法です。美酒の設計は更に原料や製法にこだわっていて、生酒と火入れを、それぞれ年１回（３月と７月頃）しか販売しない、限定流通の商品です。フレッシュでフルーティな、切れ味の良いお酒で、お取り寄せしてでも呑んでいただきたい一品です。

「故郷は、遠きにありて、思うもの」。コロナ禍で、約２年間、帰省できていません。秋田には年老いた母が一人で暮しています。この状況が収束したら、久々に母のきりたんぽ鍋を食べに、帰ってみたいと思っています。

女性部会が小学校で「税金教室」を開催

税の社会における役割を理解してもらうため、小学校6年生を対象とした『税金教室』を行いました。

10月6日に韮崎市立韮崎北東小学校において開催し、講師は女性部会員が担当しました。

税は何種類あるのか、税金で作られている公共施設にはどのような施設があるのか、などのクイズを出題しながら、消費税や所得税などについてわかりやすく説明しました。

写真：雨宮恵美氏（左）、永井理恵氏（右）

そして「なぜ税金は必要なのか、もし税金がなかったら自分たちの生活はどのようになってしまうのか」などを考えてもらうためのアニメも視聴してもらいました。

写真：左から飯島部会長、秋山加代子氏、三澤早苗氏）

場所はいずれも韮崎市・韮崎北東小学校

女性部会合同委員会を開催

甲府法人会女性部会
副部会長　永井理恵

令和3年10月18日、ホテル談露館において、新役員になって初めての女性部会合同委員会を開催し19名の出席をいただきました。

感染症対策をしっかりしていただいて、みんなでランチを食べた後の会議となりました。コロナ禍で行事も中止や延期になっていたので、久しぶりに会員の皆様とお会いすることができ、良い時間となりました。

現部会長の飯島朱美様が素敵な花束を用意してくださり、前女性部会長の深澤由美子様に感謝の気持ちを込めてお贈りし、和やかな雰囲気の中、スタート。

委員会ごと意見交換を行い、話し合いの内容や今後の活動を発表しました。特に税金教室についての意見が多かったです。

女性部会では税金教室の先生をする方が少なくなっていたので、今年度、新役員・委員長と副委員長で集まり税金教室講師の勉強会を開催し、実際に小学校でパネルを出す補助役から始まり、講師の経験をしました。今年度、講師デビューをした3名から感想を発表していただきました。

まだ一人で講師をするのは不安ですが、子供たちが、真剣に聞いてくれるので今後も頑張りたいと、前向きな感想が聞けました。さらに税金教室の講師が増えていて活気が出ていると意見も出ました。

今後も税金教室講師養成研修を行い、もっと多くの会員の皆さんに税金教室に参加してもらえるように活動していきます。

そして、コロナ禍で女性部会の交流ができていなかったので、まずは親睦ゴルフコンペと県内日帰り旅行を開催することになりました。日帰り旅行はもう少し先になりますが、旅行を通じて会員の皆様と交流を深めていきたいと思います。

法人会女性部会で新たな奉仕活動の意見もたくさん出たので、今後も意見を出し合い活動していきます。

（株式会社東邦観光サーヴィス）

写真：深澤前部会長（左）、飯野前副部会長（右）

合同委員会

青年部会主催「親子で学ぶ税金教室」

～オンラインで開催～

青年部会では昨年に続き「親子で学ぶ税金教室」を8月7日に実施しました。実施形式についても新型コロナ対策としてオンラインにて行いました。

甲府法人会館から中継したオンライン（ｚｏｏｍを利用）には、36組の親子から申し込みをいただきました。当日の内容は、青年部会員が小学校を訪問して実施している「税金教室」を実演した後、山梨県林政部の担当者による県の森林環境税とその取り組みをご紹介いただきました。

挨拶をする高村部会長

そして児童に代わり、事前にヴァン君（ヴァンフォーレ甲府キャラクター）と「けんた」（法人会キャラクター）が見学した公共施設（山梨県議会議事堂、山梨県立防災安全センター、山梨県消防学校、山梨県水産技術センター忍野支所、山梨県立富士湧水の里水族館）の映像を視聴していただきました。

みんなが納めている税金が、どのような施設のどんな事に使われているのかを分かりやすく紹介することができ、児童は高い関心を示し、活発な質疑を行うことができました。さらに参加した児童から後日「税の使いみち」に関する意見を提出してもらいました。今後、その中から5名の児童を選出し、山梨県議会議事堂において、自らが考える税の使いみちの意見を発表していただく機会を1月6日に開催することになっています。

青年部会員による税金教室の実演（遠藤宗和氏（中央））

意見発表当日は、山梨県知事、山梨県議会議長にもご出席いただく予定となっています。

普段は入ることのできない議場での発表は、児童にとってとても貴重な体験となります。有意義な事業になるようにしたいと思います。

オンライン参加者

最後にオンライン参加者に手を振って挨拶

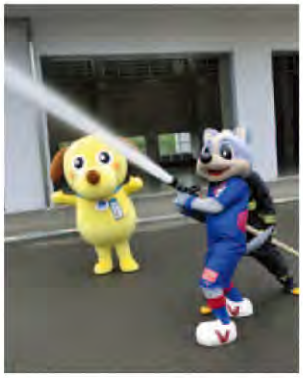

山梨県消防学校の見学撮影にて
（長澤社会貢献委員長と「けんた」、ヴァン君）

令和４年度

税制改正に関する提言

公益財団法人　全国法人会総連合

はじめに

我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により未曾有ともいえる危機的事態に陥ったが、来年度には流行の収束が見込まれているほか、企業収益をはじめとして経済社会もコロナ前の状態に戻りつつある。このため、ポストコロナに向けた戦略をどう構築し実行していくかが最も問われている。

それにはコロナ禍によってもたらされた問題や課題を冷静に分析し解を見出す必要がある。その意味で最重要と言えるのは、莫大なコロナ対策費の財源を賄った国債、つまり膨大な借金をどう返済するかであろう。先進国の多くはこうした借金について返済計画の大枠を示しており、我が国も東日本大震災の復興計画などを参考に具体的な方策を早急に策定すべきである。

今回のコロナ禍は国際経済の枠組みにも影響を与えた。その代表例は法人税の国際的な最低税率設定で各国が合意したことだろう。国債の返済財源確保が発端になったわけだが、近年の法人税率引き下げ競争に歯止めをかける意味でも明確な潮流変化と言える。また、喫緊の課題となった温室効果ガス削減を目指す脱炭素化は、産業界にとって重荷であると同時に成長のカギとなろう。

急激に拡大する中国のプレゼンスを警戒する米国主導の幅広い対抗戦略が先進各国に波及したのも新しい流れである。我が国もこれを受け、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針２０２１）で「経済安全保障」という概念を示し、先端技術流出の防止や戦略的物資の供給網強靭化などを打ち出した。経済界もこうした内外のパラダイム変化を踏まえた対応が求められる時代に入ったといえよう。

また、コロナ禍が長期化した中で、医療界が内包する矛盾も明らかになった。急性期医療の脆弱さや大病院から診療所までの役割分担策の不在、デジタル化の遅れなどである。これを機に医療体制の抜本的な改革が必要であろう。

さらに強調したいのは、たとえコロナ禍が収束に向かったとしても、その後遺症は小さくないということである。とくに中小企業は長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け、対応は限界に達している。地域経済と雇用を担う中小企業が立ち直れなくなれば、我が国経済は土台から揺らぐことになる。税財政や金融面からの実効性ある対策が急務である。

基本的な課題

１　税・財政改革のあり方

我が国の税財政改革はコロナ禍によって一時棚上げとなっていたが、来年度には感染が収束に向かうと見込まれていることを踏まえれば、ポストコロナを前提とした議論に入る段階にきた。その最重要課題はコロナ対策の財源として発行された膨大な国債をどう扱うかである。

そもそも我が国の財政は「中福祉・低負担」という給付と負担の不均衡を主因に先進諸国の中で突出して悪化していた。そこに昨年度から積み増したコロナ対策費を賄う国債という名の借金だけで７０兆円を大きく上回る額が加わり、国・地方合わせた長期債務残高は国内総生産（ＧＤＰ）比で２倍以上の約１，２００兆円に達したのである。

膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。コロナ

禍はいわば天災であり、経常的な会計にはなじまないし、その歳出入を明確にして置かねばならないからである。

改めて指摘するまでもないが、我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1．財政健全化に向けて

ポストコロナの財政健全化を考える際に、まず、再認識しておかねばならないのは、財政規律の回復である。未知の新しい感染症に対応するには思い切った財政措置が必要ではあったが、コロナ対策を目的とした三次にわたる昨年度補正予算をみると、あまりに野放図だったとの批判は免れまい。

例えば、大半が政策目的である消費に回らず貯蓄に充てられた一人10万円の特別定額給付金や、カーボンニュートラルに向けた政策の一環という名目で中身も決めずに積み上げた2兆円の基金、さらに途方もない額を計上した予備費など枚挙にいとまがない。

その挙句が30兆円に上る昨年度予算の繰越額、つまり使い残しである。地方を含めた政府の予算執行能力の低さが背景にあったとはいえ、基本的には財政規律の喪失が原因と言わざるを得ない。今後の財政政策を考えるうえでも厳正な検証が欠かせまい。

さて、ポストコロナの財政健全化だが、政府は来年度予算の編成方式についてほぼ平時に戻した。編成スケジュールは例年通りになったし、概算要求基準（シーリング）も復活させた。何より、昨年姿を消した2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化という財政健全化目標が本年の骨太の方針で明確に盛り込まれたのは一応、前向きな変化といえよう。

その黒字化目標について、本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」は、予想を大きく上回った昨年度税収などを受け本年1月の試算より2年前倒しして2027年度とした。ただ、これは高い成長率を前提としたケースであり、政府目標の2025年度では依然として2・9兆円、GDP比で0・5％の赤字が残るとしている。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。内閣府試算は新たな税財政改革を想定したものではないし、政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

(1)感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2)財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2．社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進展するという深刻な構造問題を抱えている。高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が本年度の約130兆円から約190兆円へと大幅に膨張する見込みである。

しかも、目の前の来年度には団塊の世代が後期高齢者に仲間入りし、2025年度にはこの世代すべてが後期高齢者となる。いわゆる医療と介護の給付費の急増が見込まれる「2025年問題」である。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。つまり、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政

健全化は達成できない。

社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要があろう。先般の国会では現役世代の保険料負担の上昇を抑えるため、一定所得以上の後期高齢者の医療費の窓口負担を2割とする医療制度改革関連法が成立したが、年金、介護も含めたさらなる改革が望まれる。

また、コロナ禍で浮き彫りになった医療体制の矛盾も指摘しておかねばならない。先進国の中でトップクラスの入院ベッド数を誇りながら、なぜ医療逼迫が生じたのかなどの問題である。

その背景には急性期医療体制の脆弱さや診療報酬配分の不公平が指摘されている。来年度は2年に一度の診療報酬（本体）の改定年にあたる。これを機に、次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、既得権益を排した抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要があろう。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4)生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3．行政改革の徹底

新型コロナの影響が長期化したことにより、国民の社会経済活動は甚大な打撃を受けた。このため、的確な対策を取れなかった国や自治体に対する国民の不満と不信感は極度に高まっている。とりわけ、省庁間など政府内での意思疎通の欠如や地方との情報交換の混乱は顕著だった。

そうした意味でデジタル庁の創設は省庁や自治体ごとに異なる情報システムを連携させるうえで必要だといえよう。しかし、これまでも地方を含む政府はIT化による行政の効率化を目指してきたが、期待する効果はあがらず掛け声倒れに終わっている。官僚組織は常に肥大化するといわれている。国民はデジタル庁が大きな政府につながらないよう、常にチェックを欠かしてはならない。

そして、地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4．マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。特別定額給付金の支給やワクチン接種などのコロナ対策でみられた混乱は、同制度が活用されなかった証左でもある。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

本年5月には官民のデジタル化を推進する関連法が成立した。マイナンバーと銀行口座がヒモ付けられるようになるが、これはあくまでも任意であり前述した特別定額給付金を含め様々な給付金支給業務の迅速化にどこまで有効かは不透明である。本年3月に予定していたマイナンバーカードの健康保険証としての利用も先送りされるなど、その機能は依然として限定的である。

マイナンバーカード普及促進には、いかに利便性を高め身近な制度にするかが重要である。各種行政サービスの手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効であろう。

一方で、制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。同制度はあくまで国民が信用できるかどうかが前提であり、これなしには成り立たないからである。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは、今後の重要課題であり、広範な国民的議論が必要であろう。

5．今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性?などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な打撃を受けたが、企業収益全体は昨年度を底に回復傾向にある。ただ、それは一部で「K字型回復」とも呼ばれているように、コロナ禍がプラスに作用した業界と壊滅的な打撃を受けた業界に二極化する形となった。

来年度はコロナ禍も収束に向かい、「ポストコロナ経済」へ移行していくとみられている。政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきだろう。

骨太の方針はまた、経済だけでなく香港などの政治問題を含めて急激にプレゼンスを拡大する中国を念頭に置いた「経済安全保障」という概念を打ち出した。これは米中摩擦が激化する中で、主要先進国が合意した「共通の価値観」に基づいたもので、先端技術の流出防止策や半導体、レアアースなど戦略物資の供給網強靭化を目的としている。経済界も単なるビジネスだけを考えていれば良いという時代ではなくなったとされる。

法人税の国際的な最低税率設定の合意も大きな環境変化である。想定される税率は「15％以上」と我が国のそれを大きく下回っていることから直接的な影響はないとみられるが、近年続いてきた法人税率引き下げ競争に歯止めがかかるという意味では極めて重要である。

この議論を主導してきた米国の直接的な動機は、法人税の増税によるコロナ対策財源の確保にあった。ただ、かねてから欧州連合（EU）内では税率引き下げ競争の行き過ぎが指摘されていたし、税率引き下げが投資を促して逆に税収が増えるという「法人税パラドックス（逆説）論」が説得力を失っていることも背景になったとみられる。

また、地域経済と雇用を担う中小企業がコロナ禍により深刻な打撃を受けていることを忘れてはならない。とりわけ給付金や協力金の支給に遅延が生じたことは大問題であり、政府、自治体の責任は極めて重い。改めてこうした業務の迅速化と実効性の確保を求めたい。これまでの課題である事業承継税制の抜本的な改革や、消費税の「適格請求書等保存方式」導入についても中小企業の事務負担を軽減する弾力的な対応が欠かせない。

1．新型コロナウイルスへの対応

コロナ禍はすでに二年近くにわたっており、資金力の弱い中小企業の状況は限界に達している。その対策として持続化給付金等の支援措置が講じられたものの、不正受給の発生や、給付金の支給遅延等が生じるなど、さまざまな問題が表面化した。国、地方ともこうした事態に直面するのが初めてとはいえ、その対応は杜撰の誹りを免れまい。

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2．中小企業の活性化に資する税制措置

すでに指摘したように、中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

(1)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15％を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1，600万円程度に引き上げる。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3)中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3．事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3)取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10％程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。

消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(2)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(3)令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方の活性化を促す原動力にはなり得まい。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。コロナ対策費用についても、地方よりはるかに財政が悪化している国に依存するだけでは自らの責任を果たしているとは言えまい。

「ふるさと納税制度」については、あたかも地方の活性化と財源確保の切り札であるかのような議論も見受けられるが、依然として返礼品に頼る安易さが指摘されている。そもそも住民税はあくまで居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとされる。少なくとも納税先を納税者の出身自治体に限定するなどのさらなる見直しが必要である。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス

指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

Ⅴ その他

1．納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2．環境問題に対する税制上の対応

政府は２０５０年までに温室効果ガスを実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する２０３０年に「46％削減（２０１３年度比）する」との目標を国際公約として打ち出している。

これに対する税制上の措置については様々な議論があり流動的である。欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3．租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

令和４年度税制改正スローガン

○ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！

○適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！

○コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！

○中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

法律相談

【法律相談Q&A】

「異議を留めない承諾」制度の廃止

古屋法律会計事務所
弁護士 古屋俊仁

Q

「甲は乙に1000万円の債権Aを有していたが、同時に、乙も甲に500万円の債権Bを有していた。このような場合、双方の債権の弁済期が到来すれば、各当事者は、『相殺』によって対当額で両債権を消滅させることができる。したがって乙は甲に500万円を弁済すればよいことになる。ところが、甲は債権Aを丙に譲渡し、その旨の通知が乙に対してなされた。丙が乙に対して1000万円の弁済を求めた場合、乙は甲に対する債権500万円による相殺を主張することができますか。

また、乙が甲に1000万円をすでに弁済し債権Aが消滅している場合、その消滅を乙は丙に主張することができますか。

いずれも当然できるように思いますが、それができなくなる場合があるということを聞きましたが、どうでしょうか。」

A

1. 債権はその譲渡が禁止されていない限り、第三者に譲渡することができます。債権譲渡によって甲の債権Aは譲受人丙に移転しますが、それによって乙が有していた相殺に対する期待を奪うのは公平ではありません。

ところで、この譲渡を債務者に主張するには、①債権を譲渡した債権者から債務者への通知、②その譲渡を債務者が承諾する、かのいずれかがなければなりません。しかしながら、民法は、債権が譲渡されても、「譲渡人（甲）が譲渡の通知を為した」だけの場合には、債務者（乙）は、その通知を受けるまでに「譲渡人に対して生じたる事由」をもって譲受人（丙）に対抗することができる、と規定していました。そのような事由としては、相殺できる地位のほか、譲渡された債権Aに無効・取消原因があること、契約解除や弁済等によって消滅していること、条件・期限が付いていること、などがあります。したがって、甲から丙への債権譲渡がされ、その通知が為されただけの場合は当然に乙の甲に対する権利は丙にも主張できます。問題はその譲渡を乙が承諾した場合です。本来ならば、乙が甲に対抗できる権利を持っていれば、これらの事由はそのまま存続し、債権譲渡の通知が為された場合と同じになり、乙は甲に対抗することのできる権利を丙に対抗することができるはずであり、質問でいわれていることは当然のことと思われます。

ところが、民法は重要な例外を定めていました。それが民法468条1項の「異議を留めない承諾」です。債務者が「異議を留めずして」債権譲渡を承諾したときは、「譲渡人（甲）に対抗することができる事由」があっても「これをもって譲受人（丙）に対抗することができなくなる」とする規定です。乙が

甲に対して債権Ａを全額弁済し、債権Ａが消滅している場合でもこの規定の適用があります。

2. 単に債権が譲渡されたことを認識した旨を債務者（乙）が丙に通知しただけ、すなわち異議を留めない通知をしただけで甲に対する権利を対抗することができなくなるという効果が発生するというのが、この規定の趣旨です。これは、債務者（乙）にとっては予想が困難な事態が生じる可能性があります。そのため、債務者から異議を留めない承諾の効力の有無が争われることも少なくありませんでした。異議を留めない承諾の規定の趣旨について、判例は、「債権譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するため法律が付与した法律上の効果とした上で、この趣旨から、乙が甲に対して有する権利の存在を丙が知っていたか又はそれを知らなかったことについて過失がある場合には、丙を保護する必要はない」として乙を保護してきましたが、紛争に巻き込まれる危険があります。債権譲渡について承諾を求められた債務者（乙）は十分な注意をして異議を留めるようにしなければならないことになります。債務が消滅している場合を考えれば、乙にその注意義務を課すのは不合理のように思われないでもありません。

3. 甲の乙に対する債権Ａを担保するため乙所有の不動産に抵当権が設定され登記されていた場合、この債権を乙が甲に全額弁済したときは、当然にこの抵当権も消滅することになります。しかし、この抵当権の登記を抹消しないまま放置していたところ、甲がこの債権Ａを消滅しているにもかかわらず丙に譲渡し、この譲渡に対して乙が異議を留めず譲渡を承諾したという事案で、判例は、丙が譲り受けた債権が復活し、丙は乙に対して請求できるだけでなく、消滅した抵当権も復活した債権を担保するための抵当権として復活すると解していました。

しかし、この考え方は極めて不合理のように思われます。そこで判例は、この不合理性を考慮し、第三者が担保設定している物の抵当権（物上保証）である場合や債権Ａの保証人の保証債務、異議を留めない承諾の前に不動産を譲り受けた譲受人には、抵当権や保証債務の復活は認めないという判例が多く出されていました。

4. この制度には、上記のとおりいろいろ問題がありました。そこで、平成32年施行の改正民法では、より公平で合理的な制度とする観点から、このような強力な効果を発生させる特別な制度（異議を留めない承諾の効果）を廃止し、乙が権利を対抗することができなくなるのは債務者（乙）の意思に基づき権利が放棄された場合に限るとしました。そのようにしても債権の譲受人（丙）としては、債務者が権利を放棄する旨の意思表示をしたことを確認して債権を譲り受ければよいのですから、取引の安全は害されることはないと考えられます。

今までたくさんの問題を抱えていた債権の譲渡について「異議を留めない承諾」制度が廃止され債務者の明確な権利放棄がない限り、債務者の債権者に対する権利は消滅しないという重要な改正がされましたが、この廃止は債務者乙を適正に保護するのみならず、債権の譲受人（丙）も今後債権を譲り受けるときには今までのように「異議を留めない承諾」を得るだけではなく、債務者の権利放棄の意思表示の資料を確実にそろえなければならないことになったわけです。その意味でこの改正には債務者のみならず債権の譲受人の双方に重要な意義を有する改正となっています。

そのことを考慮し、紹介することにしました。

税務相談

減価償却が終了した資産に対する支出の処理

東京地方税理士会甲府支部
税理士 信田 敦

Q

平成2年に取得した事務所用の建物（取得価額：1千万円、耐用年数24年、償却方法 旧定率法（償却率：0・092）は、既に減価償却が終了し、帳簿価額は備忘価額の1円ですが現在も使用しています。

今回、その建物を3百万円かけて全面的に改装しましたが、改装費用の処理はどのようにしたらよいでしょうか。

A

1 修繕費又は資本的支出

法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額は、修繕費か資本的支出に区分し、修繕費は支出した日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しますが、資本的支出は支出した日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入せず（法人税法施行令132）、減価償却をします（同令55）。

この取扱いは、耐用年数が未経過で減価償却を行っている固定資産であっても減価償却が終了している固定資産であっても同様です（法人税基本通達7-8-9）。

修繕費とは、固定資産の通常の維持管理のため、又は毀損した固定資産の原状回復のために要した部分の金額をいい（同通達7-8-2）、資本的支出とは、固定資産の価値を高め、又は耐久性を増すことになると認められる部分に対応する金額をいいます（同令132、同通達7-8-1）。

修繕費と資本的支出の区分は、工事内容、工事前後の固定資産の状態等から行いますが、支出した費用の額が修繕費であるか資本的支出であるかが明らかでない場合の対応として、法人税基本通達7-8-4及び同通達7-8-5の取扱いもあります。

今回の質問については、全額資本的支出に該当する前提で回答を進めます。

2 原則的な取扱い

固定資産（減価償却資産）に資本的支出を行った場合には、その資本的支出の金額を取得価額として、その減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとされます（同令55①）。

したがって、質問の場合ですと、取得価額3百万円、耐用年数24年の事務所用の建物を新たに取得したものとして資本的支出の減価償却限度額を計算することになります。

償却方法ですが、建物の場合、平成28年4月1日以後に取得した場合は定額法しか選択できませんから（同令48の2①一ロ）、定額法で減価償却限度額を計算します。

3 特例的な取扱い

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合には、その減価償却資産の取得価額に資本的支出の金額を加算して減価償却限度額を計算することができます（同令55②）。

質問の場合、資本的支出を行った建物の取得が平成2年ですので特例的な取扱いをすることができ、資本的支出の金額3百万円はその減価償却資産の取得価額として、耐用年数24年、旧定率法により減価償却限度額を計算することになります。

4 具体的な計算例

原則的な取扱い及び特例的な取扱いによる改装を行った事業年度の減価償却限度額の具体的な計算は次のとおりになります。

○ 原則的な取扱い

3百万円×0・042×事業の用に供した月数/12月

（定額法の耐用年数24年の減価償却率：0・042）

○ 特例的な取扱い

（3百万円＋1円）×0・092×事業の用に供した月数/12月

「消費税インボイス制度研修会」を開催

9月14日、消費税のインボイス制度に関する研修会を開催し、会場に5名、オンラインで約50名のご参加をいただきました。

講師は甲府税務署の玉浦上席調査官が務め、インボイス制度の概要と本年10月から始まった登録申請書の受け付けに関して解りやすく説明していただきました。

ブロックにおいての研修

新たな制度ということもあり、研修会終了後には、オンラインを中心に多くの質問が寄せられ、感心の高さがうかがえました。

さらに10月21日から管内を10ブロックに区分けした各地域においても同研修会を開催し、多くの皆様にご参加いただいています。

会場とオンラインでの実施

『スキルアップセミナー（女性社員向け）』第2回（中堅社員向け）、第3回（管理職向け）

山梨県連主催の「スキルアップセミナー」は10月13日に管理職、10月28日に中堅社員を対象として開催、両日あわせて県内各地の法人会会員企業様から約40名が参加されました。

管理職を対象としたセミナーでは、「女性管理職による講演」のゲストスピーカーとして、山梨中央銀行の事務統括部　望月千恵美様と経営企画部　鈴木佳美様から、現場での経験・現在の取組みなど参考になるお話しをいただきました。さらに山梨中銀経営コンサルティングの岡本様からリーダーに求められる役割やコーチングの基本的な考え方などについてお話をいただきました。またグループディスカッションには、ゲストスピーカーにも入っていただき、意見交換を行うなど充実したセミナーとなりました。

望月千恵美 様

中堅社員を対象としたセミナーでは、山梨中銀経営コンサルティングの樋川様が講師は務められ、チームのモチベーションをアップさせる方法などコミュニケーション能力・チーム力を高めるための具体的な方法などについてお話しいただくき和やかな雰囲気の中、グループワークにも取り組みました。

鈴木佳美 様

次年度の同セミナーについても多数のご参加をいただけるよう内容をさらに充実させていく方針です。

グループディスカッション

会社のための税情報

会社にまつわる『様々な情報』をお伝えします。

（協力：甲府税務署）

源泉所得税

社員に配った商品券はどんな理由でも給与です！

福利厚生として毎年社員旅行を行っていた甲府商事㈱の社長は悩んでいました。

社長

今年もコロナで例年のような社員旅行はとても実施できそうにないな。。。
でも、このコロナ禍で頑張ってる社員になにか還元できることはないかな？
金銭的に困っている社員もいるかもしれないけど、お金を配るのは税務的に問題がありそうだし…
そうだ!!
『旅行に代えて商品券を社員全員に配ろう!!』
社員も喜んでくれると思うし、例年の旅行より支出も抑えられそうだ。

Q 「商品券を配るのは、税務上問題はありますか？」

A 「商品券の額面額が、給与として取り扱われます。」

どうして給与になるの？

社員旅行の場合、特定の人のみを対象とする旅行や、極端に高額な旅行等、**社員の福利厚生として認められない旅行**以外は、給与となることはありません。

しかし、社員旅行に代えて、福利厚生名目で**『現金』**を支給した場合はもちろん、**『換金が可能で、実質的に金銭を支給したのと同様である商品券』**を支給した場合にも、その支給金額が、支給を受けた社員に対する現物給与になります。

※　現物給与としてよく問題になるのは、制服や作業服の支給や、食事の支給等です。
このような支給については、福利厚生として認められる範囲というものが、次のように決められています。

・制服や作業服の支給…制服等の支給は問題なし。制服代として金銭を支給するとダメ。
・食事の支給…原則、支給を受ける人が食事の価額の半額以上を負担し、かつ会社負担が月額3500円以下であれば問題なし。

社員のためにと思って支給しているものであっても、その内容によっては、給与として源泉所得税が課税される場合がありますのでご注意ください。

詳しく知りたい方は、税務署までお問い合わせください。

税務手続

税務署に提出した書類の控えはお持ちですか?

今、閲覧の申請で税務署へ行く方が増えています!!

「税務署へ提出した書類」をみるための手続きである「閲覧」目的で税務署へ行く方のほとんどが、その提出した書類の控えを保存していないことにより、正しい税務申告ができないという理由です。

税務署へ提出された書類は、本人確認ができない電話での問い合わせでは、書類の内容はおろかその書類の提出の有無さえも回答してくれません。

なぜ、閲覧する必要があったのか？？

・過去に提出した届出書がわからない
・前年の申告書の控えが見当たらず、別表の繰越金額がわからない
・法人事業概況書を税務署提出用しか用意していなかったが、給付金の申請に控えが必要であった

控えがみつからない原因TOP3

1．関与税理士／経理担当者の変更
2．事務所等の引っ越しの際に紛失
3．最初から控えを用意していなかった

※関与税理士を変更した場合、届出書等の提出状況については、新旧関与税理士間で引き継ぎが行われないことが少なくありません。税理士が提出した書類（特に届出書・申請書）については、会社がその控えを持っていない場合が多いことから、控えが見つからない原因の1位となっています。
税理士に依頼しているから大丈夫!とは限りませんのでご注意ください。

税務署へ提出された書類は、行政文書として取り扱われ、厳重に管理されます。
そのため、閲覧の申請をするにあたっては、本人確認の手続きが必要であり、代理人に閲覧を依頼する場合には、本人確認に加え、委任状や印鑑証明書が必要となるなど、申請そのものが会社にとって負担の大きなものとなりかねません。
税務署へ提出する書類については、確実に控えを保存することが重要です。
なお、税務署へ書類を提出する際に、控えも併せて提出することで、受付印が押された控えを保存することができます。

会社に書類の控えが見当たらないときには、「申告書等閲覧申請」をすることで、税務署において、提出書類の閲覧が可能となります。
詳しい手続きは国税庁ホームページをご覧ください。
（国税庁ホームページアドレス　https://www.nta.go.jp）

手続きはこちらから

山梨県からのお知らせ

インターネットでまとめて簡単手続き！

地方税の納付は エルタックスが便利！

地方税共同機構が運営するeLTAX（エルタックス）を利用すれば、電子申告に連動して電子納税までワンストップで手続きできます。

地方税の納付を、窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから行うことができます。

電子納税のメリット

1　全地方公共団体へ電子納税ができます！
2　ダイレクト納付ができます！
3　金融機関窓口等へのお出かけ不要！
4　電子納税で納付事務の負担軽減！
5　手数料無料！０円

eLTAX 紹介動画
簡単便利な電子申告、電子納税

電子納税できる地方税の種類

①法人県民税　②法人事業税　③特別法人事業税（地方法人特別税）
④法人市町村民税　⑤個人住民税（給与支払報告書や特別徴収関連手続）

※個人住民税（特別徴収分）は毎月の納付となりますので、より便利です。

令和５年４月１日から、新たに以下の４税目が電子納税できるようになります。
固定資産税　都市計画税　自動車税種別割　軽自動車税種別割

eLTAXについて更に詳しい情報は

詳しくはホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp

山梨県総務部税務課
TEL：０５５－２２３－１３８６

新入会員紹介（令和3年8月～10月）　（順不動・敬称略）

株式会社 クラウン宝飾
代表者　風間　寛
業　種　ジュエリー製造業
住　所　甲府市川田町アリア108
TEL 055-220-1720　FAX 055-220-1722

有限会社 フレア
代表者　青木　剛
業　種　貴金属装身具製造卸
住　所　甲斐市西八幡4089-1
TEL 055-278-2108　FAX 055-278-2102

株式会社 八紘商会
代表者　古屋　徹
業　種　貴金属製造
住　所　甲府市上阿原町1103
TEL 055-233-8501　FAX 055-226-8501

有限会社 工房田中
代表者　田中保晴
業　種　水晶美術彫刻
住　所　甲府市徳行2-10-3
TEL 055-228-6806　FAX 055-228-6806

有限会社 天野製作所
代表者　天野和彦
業　種　貴金属・宝石製装身具製造業
住　所　甲府市砂田町11-2
TEL 055-237-8833　FAX 055-237-8834

株式会社 清水
代表者　清水宏晃
業　種　貴石研磨製造卸
住　所　甲府市美咲1-7-10
TEL 055-251-7261　FAX 055-251-7010

合同会社 おれんじ
代表者　小林まち子
業　種　デイサービス・看護サービス事業
住　所　甲斐市富竹新田92-6
TEL 055-287-9581　FAX 055-287-9582

株式会社 斎庵
代表者　斉藤勇介
住　所　中央市布施2106-1
TEL 055-231-5353　FAX 055-231-5356

株式会社 J－one
代表者　島田達己
業　種　ジュエリー製造
住　所　甲府市相生2-18-12
TEL 055-233-0132　FAX 055-233-0142
URL　j-one-net.com

株式会社 安藤製作所　甲府支店
代表者　安藤兼輔
業　種　貴金属製造
住　所　甲府市中小河原町130-1
TEL 055-231-5443　FAX 055-225-5083
URL　http://www.andoh-factory.co.jp

有限会社 スダマ
代表者　須玉信二
業　種　貴金属製品製造業
住　所　中央市中楯1361-1
TEL 055-273-6626　FAX 055-273-6580
URL　https://sudama.jp

有限会社 フリージア
代表者　柳澤一策
業　種　貴金属・ファッションジュエリーの製造及び卸
住　所　甲府市古上条町3-6
TEL 055-267-8881　FAX 055-267-8882
URL　www.freesia2014.com

株式会社 北栄
代表者　土橋矢兼
業　種　ビル管理業　清掃業
住　所　甲府市徳行3-9-34　藤ビル202
TEL 055-226-9776　FAX 055-226-9560

株式会社 中央カンテイ
代表者　大澤　昇
業　種　不動産鑑定業
住　所　甲府市国母1-6-27
TEL 055-228-3338　FAX 055-228-2218

株式会社 クラシック・コーポレーション
代表者　佐藤秀樹
住　所　甲府市伊勢4-25-4
TEL 055-227-9191　FAX 055-228-4843

有限会社 スミ新建材
代表者　伊藤正敏
業　種　建材業、不動産業
住　所　甲府市上小河原町1050
TEL 055-241-5617　FAX 055-241-7674

税理士法人 サンライズ
代表者　前原　昇
業　種　税理士業
住　所　甲府市朝気2-1-1
TEL 055-225-0651　FAX 055-225-0652

株式会社 奉伸
代表者　阿部亜紀子
業　種　介護・福祉
住　所　南アルプス市飯野3686
TEL 055-282-7070　FAX 055-282-7088
URL　na-ka-ma.jp

株式会社 鈴峯
代表者　鈴木竜樹
住　所　甲府市里吉1-7-16
TEL 055-228-5538　FAX 055-228-5539
URL　https://www.suzuho.com

本川修一
業　種　税理士
住　所　甲府市酒折町1340-10
TEL 090-2327-1134　FAX 055-267-8238

表紙の写真の紹介

ライトアップされた甲府駅南口の信玄公像。今年は武田信玄公の生誕500年にあたります。

河西理事（広報委員）の写真展

長年、「甲府法人会たより」の表紙の写真をご提供いただいております、河西秀吏氏の写真展が山梨中央銀行国母支店で行われました。

樋口甲府市長も訪問され、記念撮影をさせていただきました。

研修会予定

○決算法人説明会
12月8日　甲府市総合市民会館

○新春講演会
1月17日　甲府記念日ホテル
講　師　明治大学政治経済学部
准教授　飯田泰之　氏

○源泉部会講習会
（第六回・最終講座）
1月21日　アピオ甲府

発行所　公益社団法人　甲府法人会
広報委員長　輿水　順彦
甲府市中央4丁目12番21号
TEL 055-237-7774
印刷所　株式会社　内田印刷所
発行日　令和3年11月11日

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

\NEW/

介護状態に合わせて保障する

アフラックの しっかり頼れる 介護保険

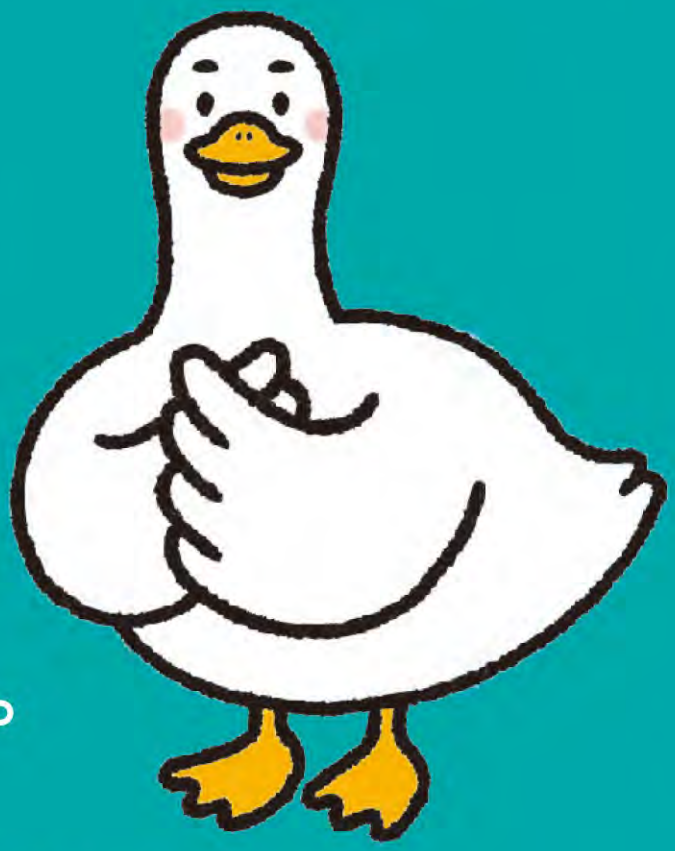

今からはじめましょう。
アフラックから、
しっかり頼れる介護保険、誕生。

人生100年時代、備えておきたい介護へのリスク
公的介護保険制度に連動したシンプルでわかりやすい保障

特長1 要介護 1 以上に認定された場合、**一時金をお支払い**します

特長2 要介護 3 以上に認定されている場合、**介護年金をお支払い**します

特長3 要介護 1 以上に認定された場合、**以後の保険料のお払込みは不要**です

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

資料請求は
お気軽にどうぞ!
アフラック 法人会 検索

引受保険会社

「生きる」を創る。
Aflac アフラック

山梨支社 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビルディング2F
TEL:055-223-5592
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

No.1 アフラック がん保険・医療保険 保有契約件数
令和2年版 インシュアランス生命保険統計号

P21042 AFツール-2021-0111-2110012 7月16日